

令和7年度 学校における防犯対策

名古屋市立名北小学校

1 目 的

学校は安全な場所であり、すべての児童が安心して過ごすことのできる場所であってはならない。そのために、緊急時における防犯対策を講じ、全教職員が共通理解して、対応できるようにする。

2 防犯対策

(1) 来訪者の確認について

基本的に、来訪者はすべて職員室で来訪目的を把握する。

- ① 児童登校後は、学校のすべての門扉を閉める。来訪者は正門に設置してあるインターホンで職員室に用件を伝える。
- ② 東門・南門には、「許可なく校内への立入りを禁じます」「ご用のある方は正門へお回りください」と明示したプレートを取り付ける。
- ③ 玄関前に、来訪者に対して、「ご用の方はインターホンでお知らせください」と明示したプレートを掲示する。また、「防犯システム作動中」と書かれたセキュリティーのシールも貼る。
- ④ 学校に出入りする業者、工事関係者には、来訪時に職員室へ声を掛けること及び名札・腕章等の着用を要請する。
- ⑤ 来校の保護者には、インターホンで名前と用件を伝えてもらう。また、保護者は校内では必ず、保護者であることを証明するプレートを着用する。

(2) 在校時の安全確保について

不審な来訪者対策だけでなく、様々な事態における児童の安全な生活を確保する。

- ① 学級での指導をしていない教職員が随時校内巡視を行ったり、職員室で職務を遂行したりする。
- ② 担任や授業担当者がやむを得ず児童の学習活動から離れる必要が生じた場合には他の教員が交代するか、隣接する教室の教員に声を掛ける等して児童の状況を把握するよう努める。
- ③ 授業場所を平時と変更して行う場合は、職員室の「特別教室等の予定表」欄に記入をする。
- ④ 各学級に職員室と直結するインターホンを設置し、異常があればすぐに職員室と連絡を取り合う。

(3) 登下校時の安全確保について

地域やPTAの方々と協力体制をつくり、登下校の安全確保に努める。

- ① 日頃から機会を捉え、通学路を守って登下校することや「子ども110番の家」の存在や利用の仕方を知らせ、単独の登下校をできるだけ避けるよう指導する。また、防犯訓練で不審者に出会った場合の対処方法について指導する。
- ② 低学年は学年ごとに方面別集団下校を行う。1年生は4月の間はポイント箇所まで引率し現地指導を行う。また、学期に2度、分団別の一斉下校を行う。

- ③ 保護者、学区の方々、交通指導員、警察署（交番）等との連絡・連携を密にして地域の情報把握に努めると共に、児童の安全確保に向けての協力を依頼する。

(4) 不審者情報の収集について

あらゆる手段で情報を収集するよう努める。

- ① 保護者や地域の方々に学校の電話番号を知らせ、機会を捉え保護者や地域の方々から情報を寄せていただくよう協力を依頼するなど、学校へ情報が入りやすい体制づくりに努める。
- ② 警察署（交番）を訪問したり、中学校ブロック校との会合や情報交換等を頻繁に行ったりして、ネットワークづくりをする。
- ③ 不審者情報が入った場合
- ・ 学区内や隣接の学区であれば、状況に応じて、児童を学校に留め置き、警察署（交番）にパトロールを依頼したり、地域・PTAから情報収集をしたりして、安全を確認できれば、教師の付き添いのもと、下校をさせる。
 - ・ 学区より遠隔地であれば、安全に気を付けながら、教師が付き添い、児童を下校させる。
 - ・ 必要に応じて、文書、メール配信、HP等で、保護者に情報を知らせ、下校後の安全確保に向けて協力を依頼する。

(5) 不審者の対応について

「訪問者及び不審者侵入の対応マニュアル」（別紙）を参考にしながら、児童の安全を第一に考え、全教職員で対応する。

- ① 全教職員が「訪問者及び不審者侵入の対応マニュアル」を手元に置き、不審者を発見したり不審者についての情報が寄せられたりした時には、それを基にして対応する。
- ② 必要に応じて、トランシーバーを活用する。
- ③ 職員室に「緊急時における対応表」及び「緊急時連絡先一覧表」を掲示する。
- ④ 不審者対応について研修を深める。

(6) 施設設備等について

不審者の侵入を防ぐと共に、不審者に対し素早く対応できるようにする。

- ① 常時、門扉やフェンス、防犯カメラ等の点検をする。また、より一層の安全確保をするための設備を拡充する。
- ② 校内で目が届きにくい場所や死角になる場所を極力なくすよう努める。

(7) 保護者・地域の協力について

あらゆる機会を捉え、あらゆる手段を講じて学校・児童の安全確保についての協力を依頼する。

- ① 学校通信・学年だより・PTA新聞等により、協力を依頼する。
- ② PTAの常任委員会、学区連絡協議会の定例会等の機会を捉え、協力を依頼

する。

- ③ 「子ども１１０番の家」や近隣協力委員をお願いしている方々等とは、随時連絡を取り、協力を依頼する。また、「なごやっ子あんしんメール」への登録も積極的に依頼する。

(8) その他

学校・家庭・地域等の情報ネットワークの充実に努め、関係機関とも密接に連携をとって進める。

3 児童に対する指導について

自分の命や体は、自分で守ることが大切であることを知らせる。

－登下校時－

- 通学路を通して登下校し、決して単独の登下校をしたり寄り道をしたりしないよう指導する。また、緊急の避難時には「子ども１１０番の家」や近くの家へ駆け込むように指導する。
- 身の危険を感じた場合の対処法（大声を出す、逃げる、防犯ブザーの使用等）を指導する。
- 登下校時は、教職員が門に立ち、見守り・声掛けを行う。

－在校時－

- 相手の人権への配慮とともに、過度の人間不信に陥ることのないように留意して指導をする。そして、不審者を発見した場合、まず、自分が安全な場所へ避難し、近くにいる教職員に知らせるように指導する。近くに教職員がいない場合は、インターホンを利用するように伝える。
- 教職員が指示したり、注意をしたりすることを、しっかり聞くように指導をする。

－下校後－

- 見知らぬ人に声を掛けられたり、誘われたりしても、ついていかにないように指導をする。
- 「ついていかない **みんな**といつもいっしょ **きちんと**しらせる **お**おごえで助けをよぶにげる」を徹底させる。
- 屋外で遊ぶ時は、必ず何人かで遊ぶようにする。また、家を出る時は、行き先・遊ぶ友達・帰宅予定時間等を家族に知らせておく。（児童の夜道の一人歩き厳禁や門限等について家庭で話し合うことを勧める）

－防犯訓練等－

- 防犯意識を高めるために、全児童対象の不審者侵入対策訓練を実施する。
- 訓練の際には、事前指導で不審者に声を掛けられたときの対応の仕方等のロールプレイを行い、児童が自ら考えて行動できるようにする。訓練後には、振り返りを行い、次の訓練に生かすようにする。
- 「**ついていかない みんな**といつもいっしょ **きちんと**しらせる **お**おごえで助けをよぶにげる」と「**お**さない **は**しらない **し**やべらない **も**どらない」を守るように指導する。

4 防犯に関する校・園内研修について

(1) 現職教育での研修

- 「訪問者及び不審者侵入の対応マニュアル」を基に、研修をする。